

オーストラリア ホワイトペーパー（２００８年１２月１５日公表）概要

平成２１年 １月 ７日

環境省市場メカニズム室

キャップ 設定期間	５年間。毎年の排出目標から成り、毎年１年ごとの延長が可能。
対象ガス	京都議定書で規定されている全ての温室効果ガス (CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、SF ₆ 、HFCs、PFCs)
割当総量	開始当初５年間分のキャップは、２００９年末にコペンハーゲンでCOP15が行われた後、 ２０１０年の排出量取引開始前に公表予定。
対 象 と カ バ レ ー ジ	・対象となるのは約１０００社で、オーストラリアの排出量の７５%をカバーする。 ・原則、年間排出量が２５,０００ CO₂-e トン以上の大規模排出者が対象。 上流割当－固定発生源のうち小口排出者向け燃料供給者、運輸部門 下流割当－固定発生源のうち年間排出量が２５,０００ CO₂-e トンを超える直接排出者、 －ガス漏洩分（石油やガスの抽出・加工過程などにおける排出）のうち年 間排出量が２５,０００ CO₂-e トン以上の直接排出者、 －工業プロセス（燃料の燃焼を除く化学反応による排出。SF₆、HFCs、PFCs を含む。）のうち年間排出量が２５,０００ CO₂-e トン以上の直接排出者、 －廃棄物部門は、農村地域では２５,０００ CO₂-e トン以上、また廃棄物埋立施 設がその他の廃棄物埋立施設と隣接している場合（距離は法令で決定さ れる予定）は１０,０００ CO₂-e トン以上の直接排出者。 －森林部門は、自主的な取組を前提として、再植林が２０１０年から対象。た だし、森林伐採は対象外。農業部門は開始時点ではカバーされない。
排 出 枠 の 割 当 方 法	・排出量が多く国際競争下にある産業（EITE 産業）への支援と石炭火力発電所に対す る移行支援（別表１、２参照）を除き、徐々にオークション割当が１００%になるよ う調整。 ・当初は EITE 産業に割当総量の約 ２５%を無償割当。EITE 産業がその他の産業と同様 の割合で成長した場合、EITE 産業には ２０２０ 年までに割当総量の約 ４５%が割り当て られる見込み。 ・新規・既存事業者双方に対して、いかなる調整も行われない。 ・家庭・その他の産業への支援とのバランスを考慮し、生産量単位あたりの支援は 徐々に減少することもありえる。
遵守評価	・７月１日から翌年６月３０日までの一年間(会計年度と同じ)を遵守期間とする。 ・１０月３１日が排出量データ提出の最終期日。 ・１２月１５日が前年度の排出枠の提出期限。これ以降のいかなる提出も認められない。 ・提出された排出枠に不足があった場合は適切な処置が適用される。

ペナルティ	- 参加者がその排出量を下回る排出枠の提出しか行わなかった場合の行政処分として、 ①規制当局がその年に指定する金額か、前年度の排出枠オークションの基準平均額に10%上乗せした金額を支払う、又は、 ②次の遵守期間に、今期に提出できなかった分の排出枠を提出することが求められる。 - また、刑事上の処分もあり得る。
排出量取引の管理全般 (モニタリング・報告・検証・レビューなど)	- 温室効果ガスのデータ管理・再生可能エネルギーの規制・炭素汚染削減計画の実施を担う、統合された規制機関が、モニタリング・遵守の促進と執行・排出枠オークション・無償割当・排出量取引に関する情報の公表・登録簿の維持管理を行う。 125,000CO₂-e トン以上を排出する者は、年次排出量報告書を規制機関に提出する前に、独立した第三者機関の検証を受ける必要がある。 - 提出された排出量データは、規制機関又は規制機関に委託された外部監査機関の監査を受ける。なお、規制機関は、期間が制限されていない場合は、虚偽の報告の場合を除き、報告書が提出された後、最大4年間まで排出量のレビューを行う権限を持つ。 - 政府から独立した専門家で構成されるレビュー委員会が5年ごとにスキームの公開戦略レビューを行う。最初のレビューは2014年に終了予定。
報告・遵守	- 国家温室効果ガス・エネルギー消費量報告制度の枠組みに基づき、モニタリング、報告、検証が行われる。文書化と記録の保管に関する条項は、国家温室効果ガス報告令2007に規定。 - 政府は、各年度よりもさらに頻繁に排出量の報告を求めるかどうか排出量取引開始前に検討
費用緩和措置	2010-11年～2014-15年に上限価格を設ける。2010-11年はAS\$40/t-CO₂。毎年実質5%上乗せ。 - 量的無制限のバンキング、次年度排出枠の5%以内のBORROWINGを認める。
外部クレジットの利用	- 京都メカニズムクレジットの量的無制限の使用を認める。ただし、tCERとICERは例外。 - 京都メカニズムクレジット以外の外部クレジットは認められない。
国内オフセット・クレジット	- 制度対象外の部門からの排出に限り対象。農業を国内オフセット・クレジットの対象にするかどうかを2013年に決定するまで、農業は対象外。 - 政府は、オーストラリア北部におけるサバンナ火災に由来する排出の削減をオフセットに使用できないか検討中。現地の土地所有者の排出量取引への参加を促す予定。また、森林やその他の参加機会に関してオーストラリアの原住民と調整予定。
排出枠オークション収入の用途	- オークション収入は、家庭や事業者への支援（別表2参照）と、クリーン・エネルギーへ投資。 2010-11年には115億豪ドル、2011-2012年には120億豪ドルの収入が見込まれている。
炭素市場の管理	2001年会社法(Corporations Act 2001)と1974年取引慣行法(Trade Practices Act 1974)が適用され、オーストラリア証券投資委員会(Australian Securities and Investments Commission (ASIC))が、排出量取引市場の査察と市場操作の取締りに関する法的な権限を担う。

気 候 変 動 行 動 基 金 の 設 置	• 事業者、コミュニティー団体、労働者、地域、コミュニティーによる、炭素への価格付けを含む環境経営への移行を円滑にするための基金。 • 2008-09 年から 2012-13 年までの間、政府は 21 億 5000 万豪ドルを同基金へ投入。2013-14 年から 2014-15 年の間、追加的に 3 億豪ドルが石炭採掘部門の調整のために供給される予定。 • 基金の主な役割は、以下のとおり。 ①排出量取引の実施に関する事業者・コミュニティー団体における情報ギャップと、これらの団体に起こりうる経済的な影響を最小化する。 ②エネルギー効率性と削減技術・プロセス・製品への投資を支援するインセンティブとなる。 ③排出量取引導入により大きく影響を受ける労働者とコミュニティーに対する構造調整の支援 ④石炭部門に対する調整支援
-----------------------------	--

(別表 1) EITE 産業への支援

支 援 の 方 法	・前年度の生産量に基づき、それぞれの遵守期間の初めに排出枠を割り当てる。 ・閉鎖の際は、その年に行われなかった生産量分の排出枠を提出しなければならない。
支 援 の 基 準	・法令であらかじめ EITE 産業の適格性を規定。 ・新規・既存の事業者に対しても同じ基準を適用。
支 援 の 対 象	①排出量取引制度によってカバーされる直接排出量 ②電力と蒸気を使用する際の、排出量取引制度に関連する費用増加分 ③原料に使用される天然ガスとその成分（メタン、エタンなど）からの上流排出に対する、排出量取引制度に関連する費用増加分
支 援 の 適 格 性	・EITE 産業に属する全ての事業者の評価に基づき、適格性を適用。 ・国際競争に晒されているかを、量的・質的基準に照らして評価。 ・排出集約度は収益 100 万豪ドル当たりの平均排出量又は付加価値 100 万豪ドル当たりの平均排出量に基づいて評価。 ・評価の対象期間： ➢ 2006-07 年から 2007-08 年の排出データ ➢ 2004-05 年から 2008-09 年前半までの収益又は付加価値データ
支 援 対 象 産 業 に 対 す る 初 期 割 当 割 合	・収益 100 万豪ドル当たり少なくとも 2000C02-e トン又は付加価値 100 万豪ドル当たり少なくとも 6000C02-e トンの排出集約度を持つ活動に対しては 90%を無償割当。 ・収益 100 万豪ドル当たり 1000~1999C02-e トン又は付加価値 100 万豪ドル当たり 3000~5999C02-e トンまでの排出集約度をもつ活動に対しては 60%を無償割当。
炭 素 生 産 性 貢 献 度	・EITE 産業への無償割当の割合は、EITE 産業がオーストラリアの炭素生産性の改善について担うべき度合い（炭素生産性貢献度）に応じ、毎年 1.3%減少する。
割 当 基 準	・EITE 産業に属する全事業者に対して、同産業における生産単位当たりの平均排出レベルに基づく割当基準を適用。 ・電力割当係数（電力使用量(MWh)に対する割当量を定める係数）は、全国一律に 1 トン C02-e/ MWh に設定。既存の大規模電力供給契約の観点から調整される可能性。 ・原料として利用される天然ガスの割当係数は州ごとに設定。
新 規 参 入 者	・既存の EITE 産業に属する新規参入者は、既存の事業者と同様の支援。 ・オーストラリアにおける新規産業は EITE の適格性審査に申請可能。当該産業の適格性は、国際的なベストプラクティス基準に沿った評価と基準により審査。 ・EITE 産業に属する既存事業者に対する割当は、新規参入者へ対する割当のために調整されることはない。
支 援 の 規 模	・制度開始当初は、EITE 産業への無償割当は割当総量の約 25%（農業を含めると 35%） ・EITE 産業がその他の産業と同様の割合で成長した場合、無償割当は 2020 年までに割当総量の約 45%まで増加する見込み。

支 援 策 の レ ビ ュ ー	• EITE 産業への支援策については、政府から独立した団体 において、5 年ごと又は大臣の要望によりレビューが行われる。 • レビューの内容は、以下のとおり。 ①商品価格の変動と制度対象の拡大という観点に基づく支援対象の追加 ②EITE 支援策と全般的な原理・原則との一貫性 ③国際的に適用され、かつ広範囲において比較可能な炭素制約の存在 ④オーストラリアの国際貿易上の義務を遵守するために求められる場合を除き、EITE 支援策の変更に際して 5 年の猶予をもって政府が行うべき通告
--------------------	---

(別表 2) 石炭火力発電所・家庭への支援

石 炭 火 力 発 電 所 に 対 す る 支 援	• 電力部門調整計画に従い、開始当初 5 年間、最も排出集約的な石炭火力発電所に対し、政府は排出枠の無償割当を一回限り行う。この際、AS\$25/t-CO2 という予想初期価格に基づき、約 39 億豪ドル分を支援する。 • 支援規模は、石炭火力発電所が 2004 年 7 月 1 日から 2007 年 6 月 30 日までの間におけるエネルギー消費量と、基準原単位である 0.86t-CO2-e/MWh をどの程度超過したかを考慮して決定される。 • 支援により棚ぼた利益が石炭火力発電所にもたらされるのを防ぐために、2013 年にレビューが行われる。規制機関が棚ぼた利益の存在可能性を認めた場合は、以後 2 年間の全期間又は一部の期間について、支援が見合わせられる。
家 庭 へ の 支 援	• 年金受給者・高齢者・介護人・障害者・その他の低所得者層には排出量取引制度の導入で見込まれる生活費全般の上昇分を全て補助。 • 低所得世帯の約 89% (290 万戸) には生活費上昇分の 120%か、それを超える生活費の上昇分を補助。 • 中所得世帯には見込まれる生活費の上昇分のほとんどを補助。また、Family Tax Benefit Part A を受けている世帯は生活費上昇分のうち少なくとも半分を補助。 • 中所得世帯の約 97%には何らかの直接的な現金による補助。 • 中所得世帯の約 60% (240 万戸) には見込まれる生活費の上昇分のほとんどをまかなうのに十分な補助。 • 労働者のいる低・中所得世帯には減税措置もなされる。 • 燃料税の調整措置として、最初の 3 年間は上昇する燃料分だけ燃料税が差し引かれ、燃料排出量分のクレジットと同額の支払いが農村・地方の農業・漁業の事業者と地上輸送中心の運輸事業者 に 1 年間なされる。また、CNG と LGN には 1 年間、LPG には 3 年間クレジットが供給される。この措置による支援規模は 2010-11 年で 24 億豪ドルと推定される